

○碓井委員長 皆様、こんにちは。それでは、時間が参りましたので、「第6回専門小委員会」を始めさせていただきます。

先月、17日の第3回の総会におきまして、当調査会の諮問事項のうち、まず大都市の在り方及び基礎自治体の在り方から専門小委員会において審議することが決定されました。そこで、本委員会では、まず大都市の在り方についての審議を進めることといたします。

本日の審議内容につきましては、大都市制度の概要や実態につきまして、まず事務局より御説明をいただきます。その後、委員の皆様から自由に御発言をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

なお、今後の審議に当たりましては、地方六団体の皆様にも御出席の意向を確認し、希望があれば御出席をいただくこととしたいと考えております。

本日は、遅れてでございますが、全国知事会のみには御出席をいただく予定でございます。

それでは、本日の提出資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

山崎行政課長さん、お願いします。

○山崎行政課長 それでは、資料に基づきまして、少し詳しい資料をつくりましたので、御説明したいと思います。

おめくりいただきまして、まず目次がございます。今日、御説明する内容ですが、大都市制度の経緯とか趣旨等につきまして、東京都制、旧東京市の区域、特別市制度、こういうことについて制度の前提を御説明したいと思います。

事務配分が今どういうふうに都道府県と指定都市と中核市、特例市、市町村になっているかという話をさせていただきます。現実にも今、指定都市とか中核市、特例市がさまざまな状況になっておりますので、一覧表をつくっております。これの概要を御説明申し上げます。

大都市の議論をするときに、大都市圏域がどう広がっているかという議論がございますので、それにつきまして御説明申し上げます。

4番目に、三大都市圏でございますが、人口構造がどう変化してきたか、これから変化していくかという資料を付けております。

5番目に、その結果として歳出がどういうふうに変化しているかということについての資料を付けております。

6番目に、これからインフラ更新需要が出てまいります、かなり大都市圏において整備をしておりました施設が老朽化してくるという問題がありますので、この点につきましてご説明します。

7番目に、経済状況、産業の状況ということで、どんなふうにも今、大都市区域があるかということ、東京都と指定都市の総生産の推移につきまして御説明したいと思っております。

それでは、1ページをごらんください。まず都制の基本の部分としてどういうふうにつくられたかということを入れております。これは昭和18年に東京都制、東京都長官以下

の公務員を置く東京都官制ができておりますが、この説明でございます。

2つ目の○でございますが、旧東京市の区域に法人格を有する 35 の区を設置するとされた。区長は都吏員として都長官がこれを任命する。区は何をやっているかと言いますと、条例の定めるところによりまして、財産及び営造物に関する業務を処理する。

1つポイントとしてございますのが、都の首長として東京都長官を設置するというのがございます。これは戦前でございますので、閣議にも列することができた、官吏としての都長官というものを知事ではなくて設置したものでございます。

ちなみにこのとき、東京府と東京市を合併したわけでございますが、手元の資料では東京府の官吏・吏員が 3,045 人、東京市の吏員が 1 万 1,259 人ということでございますので、実態は東京市の方が東京府を飲み込んだような感じになっているのではないかと思います。

都制の提案、趣旨説明にございますのは、その 1 に、帝都たる東京に真にその国家的性格に適応した確固たる体制を確立する。2番目に、府市併存の弊を是正解消して、一元的に強力なる遂行を期するということを挙げております。3つ目に行革の議論でしょうか、根本的刷新と高度の能率化等を図ると言っております。

議会における内務大臣答弁では、都制案は多年の問題であると言っております。これは明治の終わりから大正期に東京都制の案、東京特別市制の案というのが相次いで国会に出ておりますので、これを言っているわけでございますが、問題であるということを行った上で、直接的には戦時下ますます重要となった防空、生活必需物資配給等に関する帝都一般行政を敏速かつ強力に遂行し得んがためであるといっております。結局、昭和 18 年の直接的な議論としては、防空体制とか戦時体制というのを挙げているわけでございます。

その後、昭和 21 年に敗戦後、東京都制の改正というのをやっています。これは戦前の地方自治法に当たります府県制とか市制・町村制の改正と同時にやったわけでございますが、地方自治法の前身でございますが、都長官という職を置いたままで直接公選とした。都の区というものに条例の制定権だとか課税権だとか、起債権を付与した。政府原案では、都の区の区長は都長官の任命制であったのでございますが、衆議院の議員修正で直接公選とされた。このときに附帯決議が付いておりまして、五大都市には速やかに特別市制を実施するという決議がされております。

昭和 21 年でございますが、地方自治法をつくる前提といたしまして、勅令によって地方制度調査会ができてございます。その地方制度調査会では何を議論したかと申しますと、東京都について、都と府県との区別を存置するかどうか。五大市について、都制の方式にするか、それとも特別市制の方式にするか。大都市における区とかその他の下部組織をどうするか。仮に特別市制を実施した場合、残存郡部をどう考えるかということを議論しております。

2 ページでございますが、その結果、この地方制度調査会では、都が基本的自治団体だと、つまり、基礎自治体だと言っております。一般の府県との性格上の区別は存置する、やはり都は違うのだということを実は答申しております。

区につきまして、特別区は、人口 10 万ないし 30 万を基準として構成するということを言っております。

4 番の（ハ）でございますが、都長官という名称を廃して知事とするということを挙げてございます。これを受けまして、地方自治法をつくったわけでございますが、若干この答申とはずれてございます。都の区は特別区と称し、特別地方公共団体とする。原則として市に関する規定を適用する。特別区の区長は引き続き直接公選とする。

提案理由を見ますと、東京都は基礎的地方公共団体ではなく、道府県と同様に、市区町村を包括する複合的地方公共団体としたのであります。現在の地方自治法も、都は普通地方公共団体で、特別区が特別地方公共団体となっております。そのときに鈴木俊一政府委員答弁がございまして、ここは割と率直でして、「やはりいかにも都というのが他の府県の市町村と同性格の団体であることはどうもややこじつけの感がありまして、実際、実情に即しないのであります。そこで、都内の区なり市町村というものは基礎的な団体であって、他の府県の市町村と同じ性格のものである。」と言っております。

このときに都に特別市制を適用しなかった理由として、政府の答弁資料でございますが、「東京都の郡部を全然分離すれば、これに特別市と同一の制度を適用することができるわけであるが、沿革もあり、また格別の支障もない現状に変更を加え、これを分案して特別市制と同一の制度を適用する必要は認められない。」だから、昭和 18 年、都ができていのに特別市にする必要はないという説明をしておるといってございまして。

そこで 3 ページでございますが、実は旧東京市が相当に区域を拡大しております。まず明治 11 年ですが、郡区町村編成法では、むしろ東京市よりも前に麹町区、神田区、日本橋区等の 15 区、右の図にございますが、いわゆる昔の朱引き内地、江戸の町奉行が支配していたところでございますが、そういうところにまず 15 区を置いておる。後に明治 22 年に市制町村制が施行されたときに、15 区の範囲に東京市を後に設置しております。このときは 64km²です。その後、大正 11 年に東京都の都市計画ができました。都市計画区域は 1 市 84 村に至っております、半径 16km の円内で中心から 1 時間以内に到達できる地域という目安がございました。

この後、実は関東大震災が起こっております。その結果、下町にいました人口がかなり西部の郡部に移りました。そういうことも踏まえながら、当時の旧東京市は特別市の実施を目指しておりましたので、そういう区域を広げるといふ必要性を感じたということで、昭和 7 年でございますが、周辺の 5 郡、82 町村を東京市に合併して 35 区になった。このときに品川とか渋谷とか新宿とか池袋というところが東京市内に入っているわけでございます。

昭和 11 年に、最後、世田谷区に編入された千歳村・砧村が入りまして、現在の 23 区とほぼ同様の地域になっておる。これによりまして大正 11 年の都市計画区域がほぼ東京市になったということになったわけでございます。

昭和 21 年には、区は人口 10～30 万を基準とするという地方制度調査会答申が出ました

ので、22年3月に35区を22区に整理・統合しております。地方自治法の施行後8月に板橋区から練馬区が分離して23区になった。現在、埋め立て等によって面積が622km²になっております。つまり、かなり昔の東京市から昭和7年以降拡大をして、東京府の人口の実はこの当時92%ぐらいを占める地域が東京市であったということでございます。

そこで4ページ以降は特別市制度の沿革でございます。先ほどの地方制度調査会の答申でございますが、5大都市にどういうふうな制度を適用するかという議論でございます。ここで出ました答申は、5大都市はそれぞれ市の区域により特別市として現在所属している府県から独立させること。原則として道府県の制度を適用する。警察事務を含む国政事務の処理も道府県に準ずること。区はすべて行政区とすること。法人格がない行政区とすることとっております。

財政は国税の一部を移譲したり、独立税収を創設したりすること。ここは面白いのですが、6番で残存郡部は独立の府県として存置し、五大都市との関係は、府縣市組合を組織させる等の方法によりこれを調整するといっております。区長の選任方法については、市会の同意を得て市長が選任する方法、市長が任命する方法、選挙人が直接選挙する方法、どれかに絞る。残った現存の郡部は独立の県とした場合の名称とか、県庁の所在地は一応従来どおりと。残存郡部の意思により適宜決定するといっております。

この結果、5ページでございますが、昭和22年の地方自治法の制定がございまして、人口50万以上の市の中から法律で指定する。都道府県の区域外にある特別地方公共団体とする。行政区は設けるけれども、法人格はなくて、行政区の区長は直接公選とするとなつてございました。このとき、法律で指定することでございますので、これが地方自治特別法になるだろうと、そのときに、どの範囲で住民投票にかけるべきか疑義が生じまして、GHQに対し、解釈についての回答を求めまして、その回答は結局、「当該市、住民のみでなく、その府県、郡部の住民も加えて広く解釈する」ことを閣議で決定した。その結果、22年12月に地方自治法を改正しまして、265条7項に関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならないとすると追加されております。

当時は五大都市のうち、京都市を除いた4市はいずれも人口規模において残存府県住民の人口規模を下回っておりますので、そういう意味では住民投票にかかった場合に独立することがなかなか難しくなったという部分がございます。参考までに、昭和25年の国勢調査人口の割合を書いてございます。

6ページにそのときの特別市制の条文がございます。ポイントだけ御説明します。264条の1項は、要するに特別市内の事務は国の事務でも、都道府県の事務も市町村の事務も委任されているものはやるよということは書いてございます。

265条の1項ですが、都道府県の区域外とする。2項で人口50万人以降の市につき、法律でこれを指定する。

3項が割と大事でして、特別市の廃置分合とか境界変更は法律でこれを定めるとなっております。ですから、特別区の市域がそれ以上合併で拡大しようとするときにはまた法律

をつくらなければいけないとしておりましたので、そうすると1回特別市になりますとなかなか拡大できないような状況になったのではないかと思います。

先ほどの9項でございますが、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付きなければならぬ。

7ページでございます。270条に特別市は市長の権限に属する事務を分掌するため、条例で、行政区を設ける。

271条で、区長は選挙人が投票によりこれを選挙する。後の区助役以下の吏員でございますが、275条の1項に表れておりますが、行政区に吏員とか職員を置くのだけれども、これは区長の申請により特別市の市長が任命するとなっております。これは特別市としては一体で、区はあって法人格はないけれども、区長は直接公選で、市の職員も区の職員も全部特別市の職員だという建前をとっていたということでございまして、住民自治という分を公選で体现し、あとは法人格を与えずに全体の能率を考えた制度のようでございます。

これを受けまして9ページ、今度は指定都市制度でございます。昭和24年の法律で地方行政調査委員会議というのができました。いわゆる神戸委員会でございます。ここに大都市について指定都市の下になる考え方を文書で示しております。「その区域における二重監督及び二重行政の弊が指摘されてきたのであるが、当会議は事務の再配分が勧告どおり実施されることにより、これらの弊害はほとんど除去されるものとする。」これはどうということかと言いますと、いろいろ二重監督とか二重行政とか言われているのだけれども、事務配分をきっちり、市にはこれ、県にはこれというふうにやっていけばほとんど弊害は除去されるのだという考え方を示しております。

そこで特別市に見られない議論として、「ひとり大都市の事情ばかりでなく、大都市と残存区域との関係及び残存区域における自治行政を進展させる方途を考慮する必要があるので、現行の特別市制が適当か、その他、いかなる制度が適当であるかは、各都市について具体的に扱うべきである。」

ここでその説明がございまして。特別市制度の利点と弊害を挙げてございまして。主なものを紹介しますと、利点としては、大都市が府県の区域から独立することによって画一性が除去される。大都市行政の特殊性に即応した行政の運営がそれぞれの都市で可能となる。

ロでございますが、二重行政、二重監督の弊害は完全に除去される。ここで二重行政とは何かというのを言っております。一般に二重行政とは大都市とそれを区域的に包括する府県が大都市の区域において、同一内容の行政を実施する場合を意味し、その多くは営造物行政、これは今でいう公の施設、文化会館みたいなものとか、学校みたいなものが入ってくるのですが、助長行政、補助金を渡すような行政に見られるとされていおります。

「二重監督は、大都市行政に対して府県と国がそれぞれ監督権を行使することを指称する。」と言っております。この考え方というのを前提にしているわけでございます。

ハでございますが、利点といたしまして、大都市は現在、郡部住民のためにかなりの負担をしているが、府県の区域から分離することにより、その負担に係る財源は自己のため

に使用できるようになり、大都市の財政権はそれだけ拡充強化される。

10 ページに弊害の点がございます。主なものを御紹介いたします。

ロでございます。大都市は周辺部と沿革的にも社会的にも経済的にも一体を成してその中心を形成しつつ生成発展してきた。ところが、大都市が府県の区域から分離して独立することになればこの一体性は断絶され、大都市が今後区域を拡張しようとしても現在以上に困難を伴い、残存部の施策が必ずしも大都市に有利には行われず、また分離によって必要な施策も生じ、二重行政以上に不経済となり、大都市にも残存部にとっても不利である。

ハでございますが、大都市の府県からの分離は、残存区域は府県となるか、あるいは合併をするか、境界変更するか、そういうことが必要となるが、後者、合併をした場合には府県の統廃合以上に困難を伴う。また、前者は、現行の府県を二分して、2つの小さな府県を設置することになり、府県の規模を合理化すべき時代の要請に逆行する。

大都市が分離した後にかかる区域は、仮に府県としても財政的に弱小で、府県の機能を営むのに適当とした規模とは言いがたいということをごまいます。

こういうことを考えまして、その後、それぞれ理由があると考え。しかし、当会議としては、府県と市町村の担当すべき機能を考え、大都市の問題は行政事務の適切な配分及びこれに伴う税財政上の改正によってほとんど解決されると考えるといつて、五大市すべてについて一義的ではなく、各大都市ごとに決定すべき問題といつてごまいます。

この後、現在の地方制度調査会の法律ができました。昭和 28 年第 1 次地方制度調査会の答申がごまいます。この答申に基づいて指定都市をつくっているのがごまいます。この議論は 10 ページの下、さしあたって事務及び財源の配分により、大都市行政の運営の合理化を図るものとするとしておりまして、これは神戸委員会の報告を踏襲してごまいます。

どんな事務を大都市にさせるかということでごまいます。2、大都市の区域内において府県が行う補完行政に属する事務とみなされるものは大都市の事務とするものとする。これは平成 11 年の地方自治法改正前の概念ですが、補完行政というのは一般の市町村でやるには手に余るような事務、大きな事務だったり、専門的な事務だったりしますが、そういうものは大都市がやるのだとごまいます。

11 ページ、法令による委任事務で広域的または統一的処理を必要とする事務以外の事務は原則として大都市の事務とする。ここに広域的な広がりを持ったような事務については、府県が留保するのだけれども、そうではない事務については指定都市がやるのだという議論をしています。実は実際の制度にはなかったことが書いてありまして、営造物、施設の設定等サービス行政に属する事務については、府県と大都市の協議によりその範囲を定めるものとするとして書いてありまして、よく二重行政と言われる公の施設を両方つくっているとか、補助金を両方出しているとかというのは、この当時の考え方では協議でそれぞれの役割分担を決めるという考え方を示していたようでごまいます。

財政に関しては、都道府県税の特例を設けると答申してありまして、例えば償却資産税

とかたばこ消費税とか自動車税とかは大都市に移譲すると言っております。

これを受けまして、昭和 31 年に地方自治法の改正が行われて指定都市制度ができたわけでございます。これは「大都市の特例に関する事項」という一章を設けて、政令で指定する人口 50 万以上の市を「指定都市」としてございます。結果的にこういうふうになったわけですが、委員会での政府委員答弁でございます。

特別市の問題は、現在の府県制度の根本的改革の一環として、総合的にそれは考えないといかぬ。今の府県のままでは、現在、法律に書いてあるとおりの特別市というものをそのままやることは適当でない。こういう判断でございます。大都市の事務配分によってさしあたりやる。府県制度については、更に根本的な検討を加える。府県制度の問題もあれば大都市の問題もある。その他の問題もある。こういう問題を総合的に検討して、結論を出してもらうという言い方をしております。

五大市をターゲットにしておったことが明確でございます、五大市問題について一応のけりをつけるというのが答弁書にございまして、当時 50 万といたしましたのは、神戸市の人口が 98 万であった。福岡市が当時 50 万を超えているのですが、五大市と福岡市とは同様に考えることできないと思うという答弁資料がございまして。

その結果できました制度が 12 ページ、13 ページにあります指定都市の制定時のものございまして、指定都市の特徴は事務配分で大都市制度をつくるということと、行政区を置くということ。行政監督の特例という今まで府県が監督していた部分を国が監督するというふうに変えるというのが主な特色でございます。

14 ページ、15 ページには現在の条文を入れてございます。

その後、中核市の議論がございまして。16 ページ、これは 23 次の地方制度調査会の答申がございまして。考え方は、今まで一律に市町村に権限移譲を考えてきたのだけれども、それぞれ規模能力が千差万別である。だから、その規模能力に合わせて分権をしていくための、権限移譲をしていくための制度が要るだろう。そのために中核市の制度を創設することになってございまして、このときの答申は、人口 30 万人以上、面積 100km² 以上、人口は 50 万人に満たない場合には、当該地域において中核的な機能を有していることも要件とするとしてございます。

17 ページ、その中でどんな事務を移譲するかというのは指定都市に移譲されている事務の中から中核市において処理することは適当でないと思われる事務以外は処理する。どんなものが除外されるかといいますと、広域性がある事務。例えば指定区間外の国道・県道の管理だとか、県費負担教職員の任命等、こういったものは指定市のみならず中核市にやらせない。

事務量から見て非効率である事務。児童相談所の設置とかです。

大都市圏域などに限定されている事務は中核市に渡しません。

基本的に、先ほど申し上げた行政監督の特例は入れませんという前提になってございまして。当時、やはり周辺の市町村と都道府県との関係を随分議論しておりまして、周辺市町

村の区域に関し、都道府県に残る事務については、一体的な行政運営に配慮して、周辺市町村の意向を尊重しながら、必要に応じて県から中核市に委託するとか、都道府県知事から周辺市町村に委託しまして共同処理をするということを想定してございます。

財政的には指定都市と同様、交付税でいろんな措置をしている。

政令市、指定都市と違いますのは、中核市の方は当該市の意思に基づくもので、申し出を受けて手続を進めることが制度化されております。

その結果、18 ページでございますが、人口 50 万未満の市については、昼夜間人口比率が 100 を超えるという要件を入れていまして、昼間、周りから来ている人口の方が夜そこに住んでいる人口よりも多いという要件を付けてございます。この後、中核市はだんだん要件を簡素化してまいります。平成 10 年、地方分権推進計画で昼夜間人口比率と中核市となる要件を見直すとありまして、平成 11 年の地方分権一括法による地方自治法改正で、先ほどの昼夜間人口比率要件を廃止しております。

平成 12 年の第 26 次地方制度調査会の答申では、50 万以上の市については面積要件を廃止することが適当だ。その結果、14 年の地方自治法改正で人口 50 万以上の市について面積要件を廃止しております。その後、17 年の 28 次地方制度調査会では、現在まで 37 市が中核市になっているのだけれども、当初懸念された都道府県行政との関係で特段に問題となることはないということで、面積要件も廃止するよということ、平成 18 年に面積要件が廃止されてございます。

以上が大体中核市の概要でございまして、20 ページに条文を付けてございます。

21 ページ、特例市でございまして。特例市は平成 9 年の分権委員会の第 4 次勧告での議論でございまして、これも中核市と同じような議論でございまして、市町村への権限移譲をできるだけ推進するという観点から、やはり一定の規模能力、特に 20 万以上でございまして、そういう市にまとめて権限移譲する法制をつくったらどうだと勧告がございました。その結果、10 年の文献計画に 20 万以上などの人口規模等を有する市から、当該市からの申出に基づき指定することにより権限をまとめて移譲するための法制上の措置を講ずるとしてございまして、結果的に 22 ページでございまして、平成 11 年、特例市制度が創設されてございます。人口 20 万以上で申請に基づき政令で指定するということでございます。

23 ページに条文がございまして、端的に申しますと、中核市がやっている事務のうち、都道府県がやった方が効率的だというものは渡さないという考え方になってございます。

24 ページにそういう前提で現在の都道府県、指定都市、中核市、特例市、特別区がそれぞれの行政分野でどういう役割分担になっているかという表を付けてございます。網かけの部分が特別区の事務でございまして、特別区はまちづくりで例えば上下水道とか都市計画とか、あるいは治安・安全・防災で消防・救急とか、普通の市町村がやっていることはやっていないのですが、逆に保健所を設置しているとか、飲食店の営業等の許可だとか、中核市でないとやらないようなことも特別区はやっているということで、非常に特別な事務配分になってございます。

この表でござんいただきますと、特例市の部分がかかなり空欄になってございます。もともと特例市はまちづくりとか環境についての事務が多かったわけですが、今般、ずっと権限移譲を分権改革推進委員会の勧告等で進めてまいりまして、通常の市に権限移譲された部分が多くなっておりまして、特例市に特有の事務の部分が少ないということになります。

それぞれ 25 ページ以降にもう少し詳しく保健衛生、福祉、教育・文化、環境、まちづくりというところにつきまして役割分担を書いております。

例えばまちづくりは大体指定都市に下りているようでございますが、29 ページをござんいただきますと都市計画区域の指定、ここまでが都市計画区域で、ここからが調整区域というものは下りておりませんし、市街地再開発事業の認可だとかこういうものはまだ下りていないという、都道府県にまだなお留保されている事務はかなりあるということがわかります。

30 ページ、これは現在、熊本市がまだなっていないので、19 の指定都市がどういふふうな分布を示しているかという図でございます。

31 ページ以降に指定都市の一覧表を入れました。この意図は人口も面積も財政力もそれぞれかなり多様になっているということでございます。多い方では 200 万を超える人口の横浜、名古屋、大阪もござんいます。少ない方では、70 万程度という人口が相模原、静岡、岡山とござんいます。面積も 1,000km² を超えております札幌、静岡、浜松、200km² 前後の埼玉、千葉、川崎、大阪、堺というのがござんいまして、一概に指定都市はこういうものだと言えないような状況にもなっている。もともと五大市でありましたのがそれからずっと指定されてきたことによるものであります。

財政力指数でございます。これは 1 を超えますと交付税をもらわなくても大丈夫だという団体でございますが、いずれも 22 年度決算数値でございますが、埼玉、千葉、川崎、横浜、相模原、名古屋の辺りは当時不交付団体になっておりました。一方で、札幌 0.69、新潟 0.69、京都 0.76、神戸、岡山、北九州と財政力が比較的弱い団体もあるわけでございます。

同じようにどれだけ財政の自由度があるか、義務的な経費をどれだけ使っているか。数値が高いほど苦しいわけでございますが、そういう経常収支率がござんいます。名古屋とか大阪とかは 99.4% で、経常的に入る一般財源の 99.4% は経常的に使わなければいけないという団体になっているということでございます。

33 ページに中核市 41 市の一覧を付けてござんいます。中核市も実に多様になっておりまして、34 ページ以降に同じように人口、面積、財政力指数を示しております。人口は指定時には 30 万あったのだけれども、今、30 万を切っているというような市も函館、青森、盛岡、下関のようにござんいますし、50 万を超えているという市も、宇都宮、船橋、東大阪、姫路、松山、熊本、鹿児島のようにござんいます。同じように面積の話も 1,000km² を超える富山市もあれば、船橋市のように 86km² というのもござんいます。

財政力指数の点につきましても、不交付団体もあるし、相当苦しいのもあるしということをごさいます、これはまたごらんいただければと思います。

同じように 38 ページに 40 市、特例市の地図を入れております。

39 ページ以降でございしますが、特例市も人口でいきますと川口のように 50 万を超えている特例市、所沢は 34 万、越谷 32 万と中核市の要件を満たしているような特例市もございしますし、このページでいきますと小田原は 20 万を切っているとかもございします。

面積が首都圏の特例市は総じて小さいというのもわかります。財政力指数も八戸のように 0.67 のところもありますし、つくばのように 1.05 のところもある。経常収支も厚木のように 96.1 のところもあれば 80% 台のところもあります。

41 ページ、総じて関西圏の都市についての面積が非常に小さく、財政力が高いところもかなりあるというところで、大阪市周辺のところにそういう団体がございます。

43 ページ、特別区のイメージでございしますが、面積をごらんいただきますと、かなり三多摩の方の面積が多いけれども、かなりの部分まだ特別区の面積も多いですよ。特別区も人口的にいきますと、千代田が 4 万 7,000、中央が 12 万 2,000 ですが、大きい方では大田区が 69 万とか世田谷区が 87 万とか、そういう区がございます。

この財政力指数は実は交付税上の財政力指数ではございまして、財政調整交付金の算定に使った財政力の数字ですので余り比べられませんけれども、例えば経常収支をごらんいただきますと、千代田が 77.9 とか、港が 73.2 とか非常に財政的にいい特別区があるわけでございます。

先ほど説明を省きましたが、将来負担比率でございします。これは標準財政規模と申しまして、交付税と地方税が 1 年間に入ってくる額と、どれくらい将来に発生するであろう債務の割合があるかということで、たいていのところは標準財政規模より多いものですから将来負担比率が出るのですが、特別区はすべて「－」でございまして、標準再生規模より将来に負担すべき債務的なものが少ないという結果が出てございします。非常に特別区は指定都市とか中核市、特例市に比べても財政的に豊かなものがございします。

47 ページにはそれぞれの都道府県で特別区だとか指定都市がどれぐらいの人口のシェアを持っているかということでございします。例えば東京都は特別区が東京都制をやるときには 92% の人口だったのですが、さすがに郊外に広がりましたが 68% が特別区に住んでございします。これに対しまして大阪でございしますが、大阪市が 30.1%、堺市が 9.5% で、両方足して 39.6% ぐらい、神奈川は横浜が 40.8%、川崎が 15.8、相模原は 7.9 で、64.5% が神奈川県では指定都市に住んでいるという状況がございします。福岡県も北九州市と福岡市を合わせますと 48.1% が指定都市内に住んでおります。

48 ページでございしますが、これは面積がどれぐらい占めているか。東京都の特別区は 28.4% の面積を占めてございします。これに近い値を示しておりますのは、神奈川県が 3 つの指定市を足しますと 37.6% とか、静岡県が 38.2% とかというのがございします。大阪府は 2 つの市を足しまして 19.6% ぐらいであるという数字がございします。

49 ページ以降に、大都市を議論するとき都市圏域がどう広がっているかということの議論が必要であろうということでお示ししております。これは通勤・通学 10% 圏という定住自立圏をつくる時に用いた指標ですが、その市で通勤・通学をしている人の総数を分母にとって、あの市に行っているというのを分子にとります。それが 10% を超えるとかかなりつながりが深いだろうという議論がございます。

49 ページに札幌市の 10% 圏です。

50 ページに仙台市の 10% 圏で、宮城県のかかなりの部分に及んでおります。

51 ページでございますが、東京、横浜、川崎、埼玉、千葉の 10% 圏です。この読み方でございますが、例えば薄い空色のところは千葉市だけに行っている 10% 圏でございます。ただ、濃い空色のところは、千葉市及び東京 23 区両方に 10% 行っているという圏域でございます。ですから、薄い千葉市と横浜市の部分を除きますと、あとの濃い部分は大体東京 23 区の 10% 圏に入るということで、首都圏の相当の区域に東京 23 区の 10% 圏が広がっております。

これに対しまして 52 ページに名古屋市の通勤・通学の 10% 圏でございますが、これは一部岐阜県の高岡市とか可児とか、三重県の桑名とかに出しておりますが、大体アバウトに申しますと、いわゆる愛知県の尾張部に 10% 圏内があって、豊田市とか岡崎市の方にまた中心性があるという 10% 圏の図でございます。

53 ページに大阪、堺、神戸、京都の通勤・通学 10% 圏です。これも薄い色のところは京都、神戸の固有の 10% 圏ですが、濃いところは大阪市に通っている 10% 圏でございます。かなり広範囲に大阪市の 10% 圏が広がっていることがございます。

54 ページが広島市の 10% 圏。

55 ページは福岡市と北九州市の 10% 圏です。北九と福岡に関しては、それぞれの都市圏域がきれいに分かれておまして、宗像市だけが両方に行っているという状況でございます。

あとは端折りますが、56 ページでございますが、これは三大都市圏の人口の全国シェアがどうなっていくか。端的に申しますと、少子高齢化によって全国の人口減少は進むのだけれども、東京、名古屋、大阪圏の人口集中が増加して、平成 47 年ぐらいには 14.78% ぐらいになるだろうという数字でございます。

57 ページ、三大都市圏の人口の社会増減でございます。これはごらんいただきますと昭和 50 年の辺りから大阪圏で社会減、転入超過がマイナスになってございまして、転出超過だと。ただ、最近の報道で去年は大阪圏について転入が超過したという報道はございますが、ずっと一貫して三大都市圏のうちで転出超過でございました。

58 ページに人口の自然増減数を入れておきまして、ここも出生超過数がだんだん落ちてきておまして、平成 17 年、平成 22 年になりますと、大阪市は出生超過がマイナスになっている、出生減になってございます。

59 ページにそれぞれの高齢者人口、生産年齢人口、年少者人口がどういうふうに移す

るかという予測でございまして、年少者人口とか生産年齢人口はやはり全体に減少しているわけですが、高齢者人口は大幅に増加していく。

60 ページ、それでも三大都市圏の生産年齢人口の割合は、他の地域からの流入によってやや緩やかに減少していくことが予想される。

61 ページ、これから高齢化に備えているような準備が要りますけれども、実は名古屋市に関して見ますと、2005年の数値から2035年で65歳以上人口は1.5倍、75歳以上人口は2.1倍になると想定されています。中国地方のある小規模な都市ですけれども、その都市でいきますと、実はもう65歳以上人口というのは増えませんが0.9倍、75歳以上人口も1.1倍と。つまり、地方圏においては、高齢化が先に進んだと。これから大都市圏において高齢化が更に進んでまいるという数字でございまして。同じように船橋市の数字、中国地方の町の数字を入れております。

62 ページにそういう場合にどういうふうに費用がかかっていくかという数字を入れておきまして、これはごらんいただければと思いますが、例えば横浜市におきましては、これからの高齢者人口が55.4%伸びると、老人福祉費は59.7%伸びるだろうという数字でございまして。

63 ページでございまして。これは財政の中でどういうふうな費用が平成21年度と16年度の比較で伸びているかということで、端的に申しますと、扶助費が政令指定都市と中核市では非常に割合が高くなっている。19.1と19.5でございまして。16年度との比較でも指定都市で2.8%増、中核市で3.0%です。扶助費は主に生活保護費用と考えていただければと思います。

64 ページに生活保護の被保護実人員につきましても、かなり指定都市とか中核市が18年、23年比べますと増加してきておるといことがございまして。

65 ページ、これは大都市部において介護保険施設がどういうふうな状況かという数字でございまして、このラインが全国平均です。65歳以上人口10万に対しての介護保険施設の定員の平均がこの線でございますが、埼玉、愛知、大阪、神奈川、千葉、東京はこれから整備をする必要があるのではないかと思います。

66 ページでございまして、実は大都市部におきましては、人口が急増した昭和30～40年代に集中的にいろんな公共施設を整備しております。東京都も横浜市もいろいろな推計をしておりまして、これから維持補修費、更新費がかかっていくというような数字でございまして。

67 ページでございまして、大都市部では公立学校施設が昭和56年以前に建設されたものの割合が高いという数字でございまして、早くに整備した分、早くに建て替えをする必要が出るという部分がございます。耐震化の数字も入れてございまして。

最後に68ページと69ページでございまして、経済的な指標はどうかということで、これは平成19年の値をとりましたのは、リーマンショック前の値を出しております。例えば東京都は都内総生産が平成9年度には全国シェア16.88%だったのが、19年度には

17.51%になって、17.4%伸びている。これに対しまして、例えば札幌では伸びは0.0%だとか、首都圏でいけば千葉とか横浜とか川崎は比較的増加率が高かった。大阪市はマイナス1.2%であるという数字がございます。

最後に69ページでございますが、それでは、どういう業種が生産額で伸びたのかという数字を挙げておりまして、製造業、建設業、卸売小売業、金融保険業、不動産業、サービス業を入れてございます。例えば東京都でございますと、製造業は0.3%しか伸びていないけれども、また建設業はマイナス21.2%になる。金融保険が26.9%伸び、サービス業は51.3%伸びていると見ます。そういうふうな指標をそれぞれ取っておりまして、それぞれの都市の業種の伸び方、例えば北九州市は製造業がマイナス16.1%になって、その分どこが伸びているかというのと、サービス業は26.7%と見るわけでございます。

非常に端折りまして長時間いただきましたけれども、私どもで用意した資料は以上でございます。ありがとうございました。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。大変膨大な資料でございます。

それでは、御意見等がありましたらお願いしたく存じますが、一括してというのもあれですので、29ページ辺りまでのところを中心にまずお伺いいたしましょうか。御意見等と申しましたけれども、私どもの認識をそれぞれ確かめ合うということも重要でございますので、こだわらずに御意見をちょうだいできればと存じます。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 質問だけですけれども、いいですか。

○碓井委員長 勿論、結構です。

○太田委員 大都市制度の歴史のときにいつも思われるのは、つまるところ人口にだけ着目してきたということです。おわかりになる範囲で結構ですが、面積に着目したこと、昼夜間人口比率に着目したことがあります。長続きしなかった、なぜ人口しか見てこなかったのだろうということについて、おわかりのことがあれば少しお教えいただけますでしょうか。

○碓井委員長 これは行政課長さん、お願いします。

○山崎行政課長 事実だけ申しますと、中核市で面積を考えましたのは、指定都市と違いまして府県の中で非常に人口はあるのですけれども、残存した府県の行政とのつながりをどう考えるか。余り狭い地域で人口が相当あるところを中核市として権限移譲してしまいますとうまくハーモナイズできるのかという議論があったようでございます。

そこで指定都市のたしか面積の小さなものが150km²ぐらいだったので、それで50万の法定の人口と30万の人口とを比較して、大体100km²ぐらいはないといけないのではないかと考えたという経緯があるようでございます。

その後、この長い歴史でいきますと、もともとが戦前は住民が輻輳する土地というのが都市だと。やはりかなり違う監督をかけておかないと都市行政がうまくいかないという議論だったので、たくさん人がいるということが伝統的には都市、大都市の考え方としてあ

るようでございます。ただ、御案内のように市を指定する要件で都市的な施設があるとか、連担してまとまって住んでいるとかそういうのはございましたので、やはり都市的な形態をとっておるというのをポイントにしておるということで、人口が集中して住むことによって都市的な形態をとっているというのがどうもこれまでの市とか都市とか大都市とかについての考え方だったのではないかと思います。

推測も含めまして恐縮でございます。

○碓井委員長 ただいまの人口のことについての議論でございますが、そのことがらみで何かほかに御発言ありますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 もう少し雑駁な問題意識を申しますと、結局、合併して大きくなって、ミニ府県みたいなものが政令指定都市へ転がり込んでくるという現象がよく指摘されていて、我々が議論するときに困るのは、一体何をもって大都市と考えるのかということが実ははっきりしないということだと思っております。今日の表を見せていただいても、こんなにたくさんあるものを3つか4つかのカテゴリーで輪切りにして、しかもどちらでもよさそうなものとか、実は東京には、都区制度の裏側ではないかと思いますが、八王子のように中核市ぐらいにはなれないかなというものが、中核市に何もなっていない、普通の市であるという現象があるわけで、そういうことを見たときに、我々は一体何をもって大都市と考えるのかどうもはっきりしない。その中で何を議論していくのか迷っているものでお伺いした次第です。

○碓井委員長 今のことに関連していかがでしょうか。今の太田委員の御発言と連続性のある問題かもしれませんが、例えば静岡市は面積は大変広大になる。合併をした結果、そうなったのだと思いますが、最後の方に合併したところというのはその区域の人口密度としては極めて低いかもしれない。ですから、多様な構造を備えた指定都市ができ上がっているという一例かと思いますが、これに関連して、人口あるいは面積がらみでどうぞ。

今のようなお話が出ますと、先ほど私、途中の 29 ページまでと申しましたが、後の方の現状にも踏み込んで両方込みで御議論いただいても結構です。ございませんか。進行役としては困るので。

どうも林文子委員、助かります。お願いします。

○林（文）委員 太田委員のお話で、何をもって大都市とするかという話ですが、その話でよろしいですか。

○碓井委員長 どうぞ、お願いします。

○林（文）委員 横浜市は当然ながら基礎自治体でございまして、東京都に次ぐ約 370 万の人口を持っているわけですがけれども、要するに基礎自治体としての機能、事務・事業と行政全般すべてやっているわけですがけれども、そのほかにいわゆる広域自治体がやれる港湾、道路、地下鉄、上下水道の広域インフラ、産業政策等の広域行政も横浜市内で完結してすべてできるという状態です。153 年前に半農半漁の寒村と言われている、100 個の村

だったらしいのですけれども、いわゆるコミュニティの出発点である村での皆さんの共同の助け合いの暮らしからだんだん市域が広がってまいりまして、合併ということを全くやらずに、今の市域というのは70年前に固まってできたのです。そこへ終始一貫してすべてのインフラを含めて、そういった広域で本来は請け負うべきようなところまですべてできますよということになりますと、それは大都市という形で1つで一貫してすべてやらせていただきたいと、それが私ども大都市制度というか大都市という言い方をしています。

太田委員がおっしゃるように本当に多様なのでこれは幾つかで、例えば大阪都構想もそうですけれども、横浜市もそうですけれども、こういう一つひとつの例に合わせていろんな市を当てはめていくということは全くできないと思いますので、そこが大変難しいことだと思いますけれども、私はともかくできるところ、そういった責任を持ってすべて完結してできるということは独立させていただいて、広域自治体から抜けてやらせていただきたいと思います。

趣旨が合わなかったかもしれません。申し訳ございません。済みません、ありがとうございました。

○碓井委員長 御趣旨はよくわかりました。ほかの委員の皆様、どうぞ。

今、私が問題提起するのは何ですが、林委員の裏を申しますと、逆に郡部の行政をどう考えるかという裏側の問題も当然登場してきます。総合的に御議論いただければと思います。

また太田委員ですか。どうぞ。

○太田委員 せっくなので林文子委員のおっしゃったことについて。

もう少し言いますと、多分今までの日本の大都市制度というのは比較的五大市を念頭に置きながらも、憲法95条のこともあってだと思うのですが、固有名詞では制度設計しないという態度、何らかの一般基準をつくって市を更に類型化して、それについてあるものをあるカテゴリーの大都市として扱うという態度を取ってきたわけです。

私が少し知っているドイツ法とかを見ると、これはむしろ珍しいかもしれません。かなり一般的なカテゴリー、制度設計志向は強いかなという印象は持ちます。ただ、問題は今までこうやってきたときに、では今度横浜市用にとか大阪市用にというカスタマイズした法制度にがらっと切り替えてやるのか、それともある程度の一般基準をつくって、しかし、その内部で大都市をリシャッフルし直すのか。

もっとぶっちゃけて言うと、20個近くある政令指定都市の中を更に2つや3つに分けてしまう、あるいは特例市のように余り特殊な権限のないものは全部地方分権して普通の市にして特例市制度を廃止するという、あくまでも一般的基準をいじくるということか、多分そこはかなり戦略的な議論になるだろうと思うのです。それをだれがどのように決定するのか。つまり、大都市制度の議論の仕方というものをどういうふうだれが決めるのかということ自体が多分クリアーではない。クリアーでないまま、ある人が私は都になりたいと勝手に言うてみるというような事態になっているということだろうと思

ます。

○確井委員長 ほかにかがでございましょう。

今の議論の中にはひょっとすると複数の制度がどういう仕組みとというのができ上がっているときに、それぞれの選択の方式といいますか、つまり、先ほども出てきましたように、大変人口密度も高く、人口も多いですね。そういうところが大都市になっていないとかそういうこともありまして、その辺も含めたこれからの設計の仕方の方法論にもなるかと思えます。

林文子委員、どうぞ。

○林（文）委員 太田委員、申し訳ございません。どうも私、違ったことを申し上げてしまう。この機会なのでちょっと申し上げたいのですが、今、先生がおっしゃったそういった制度の話、これは本当に今回感謝したいのですけれども、このデータはすばらしくて、後ろの方にいろいろ私どもの政令都市の状況もよく見えるのですが、とにかく財政難だということはどこもそうですね。国もそうなのですけれども、特徴的に見ていただくと、政令指定都市は本当に厳しくて、高齢化も進んでおりますし、とにかく扶助費がどんどん増えていってしまう状態。

結局、昨日、実は私、24年度の予算の発表をしたのですが、いわゆる義務的経費というのが全体の55.5%、必ずこれは私自身も忸怩たるものがございましてけれども、財政の硬直化ということになっているわけです。ですから、企業で言うと投資的な経費というのがない、投資できない状態になっている。そうすると、まったく負のスパイラルなのです。投資ができないから結果的に行財政改革で切り込んでいくと、今度は経済活性化のために投資ができない。

そうすると、当然また経済が沈下いたしまして、雇用がまた確保されなくなって生活保護の方が増えてしまうという悪循環を今やりつつあるわけです。だから、もう本当にこのままで行ってしまいますと、いわゆるこういう我々の都市というのは世界の他の大都市との競争力の中では勝てないという状況にきていますので、何とかここから抜け出さなければいけないということなのですが、今、どうなっているかということ、政令指定都市は県からの仕事を大分いただいて移譲されてやっているのですが、簡単に言ってしまうと、横浜市だと500億円分の仕事を経費としてうちはやらせていただいているのです。ただ、県から下りてくるお金が200億ぐらいですから、300億は自前で出している。つまり、喜んで仕事をやらせていただくのですが、それに見合った財源をいただきたいということ。この矛盾で、例えば今度の予算もスタートしたときには収支不足が270億ですから、それが譲られていけばそんなに厳しいことではなくてもっと経済活性化のため投資ができる。ちょっと長くなって済みませんけれども、そんな事情もございました。

ところが、ずっと太田先生がおっしゃったような感じでいつまでも決まらずに暫定的な政令都市が今まで続いてしまったということなのです。そこを何とか打開していただきたいというお願いでございます。

済みません、少し話がそれました。申し訳ございません。

○碓井委員長 ほかにいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 専門でないというところの質問からさせていただければと思うのですが、前半の事務の効率という問題で、公益性がある事務というのは何となくわかるのですけれども、この効率というのは歴史的な中でだれの視点における効率ということできたのかということと、もしそういう指標みたいなものがあれば今後住民視点から見た効率ということを考えていく上での参考で置き換えとかがもしできるのであればという意味合いから、そういう基軸みたいなものとか、数値指標みたいなものがあれば聞かせていただきたいと思いました。

24 ページの表は役割分担が書かれていて、事前に昨日いただいた資料はカラーになっていたのがわかりやすく、今、ちょっとわかりづらいところがあるのですが、これは質問で防災等に関するものは市町村のところにはしか出てきていないのですが、これはほかのところでは市町村の権限というか役割とか責任になっているものと決められているのかという、この2つを教えていただければと思います。

○碓井委員長 順番は質問の順番でも結構ですし、ひっくり返しても結構ですが、山崎行政課長、どうぞ。

○山崎行政課長 例えば先ほど申しました中核市がやった方が効率的とか、特例市がやった方が効率的かというときに、当時の議論としては、例えば狭い区域を所管する施設、保健所なら保健所みたいなものを中核市は置いて、残りの部分に都道府県の保健所がある。これはこれで何とか効率的だと。しかし、もっと狭い範囲のところ保健所を置いたら、結局のところ、残っている部分はたくさんあってみたいなこととか、要は二重にやる範囲がある程度指定都市みたいに非常に広がったり、大きな人口を所管するところがやるのはいいけれども、中途半端なところがやると結局同じような区域に2つやらなければいけないとかそういうような議論がどうもあって、そういう意味では住民目線でもあり、行財政改革的観点もあったような気がいたします。

防災の件でございますが、御指摘のように警察の事務が都道府県だと、消防とか防災は市町村だとなっていて、我々の調べたところでは、指定都市だから、中核市だから、特例市だからということで特別な取扱いをしていないと。例えば大きな災害が来れば、神戸市の関係は兵庫県の災害対策本部と神戸市の災害対策本部で、それぞれ市町村と都道府県の役割を果たすような感じになっていまして、余りそういう特例がないような感じでございます。

○碓井委員長 今、質問の2番目の防災の方は昨年の大震災で非常に国民の関心の強いところでもあろうかと思えます。田中委員、よろしゅうございますか。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

○碓井委員長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 先ほどの太田委員と林文子委員のやりとりとも関係するのですけれども、林文子委員のお話は、横浜市を取り巻く問題の中では特に財政の問題が一番懸念されるということだと理解しました。そうしますと、その問題は、大都市制度という制度で解決すべき課題なのか、それとも地方税財政制度の中で解決可能な問題なのかというのがあると思います。ただ、今日の資料でもありましたけれども、恐らく従来の制度では解決できないようないろいろな課題、これから少子高齢化に伴って、あるいは震災に対する危機管理等を含めてさまざまな課題が出てくるので、今の政令指定都市制度では対応できないであろうと理解して、現在、この調査会で審議の対象になっているのかと考えています。

そうしますと、先ほど太田委員がおっしゃったように、今までの議論というのは権限をどれだけ与えるか、どういうカテゴリーの都市をつくるかという議論に終始してきたと思うのですけれども、今日の資料でも示されていると思うのですが、やはりそれぞれの各地域によって置かれている状況が相当異なるということを前提としますと、それに合わせて大都市の制度、そもそも大都市というのがどこの範囲かという議論もあるので、大都市の制度をそれぞれの地域に合わせた形のものを想定して議論していくというふうにごこの調査会で議論を進めていくのがいいのかどうか。私もまだ確たる意見、自信はないのですけれども、やはり今の状況を見ても、それぞれの地域に応じていろいろ制度を構想していくということが考えられるのかなと思っています。

ですから、今までの権限をどれだけ与えてどういうカテゴリーの都市をつくるかという議論とは少し議論の様相が異なることを前提としなければいけないのかなと個人的には考えているところです。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

今の御指摘の中で冒頭に税財政制度で解決すべき問題なのか、それとも大都市制度そのものの問題なのかという大変重要な御指摘がございました。これはこれからもじっくり議論していきたいと思いますが、大都市制度を仕組むときも税財政制度で全く解決のつかないようなことを仕組むとそれは成功しないということもあろうかと思しますので、この辺も含めてどういう方向で議論していくかということで御議論いただければと思います。

ほかに。斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 それでは、その点に関連して今までの議論との接続も考えながら少し意見なり質問を言わせていただきたいと思います。

大都市の中でも特に三大都市圏中心にこういう課題がある。超高齢化とかインフラ更新、これは今日の資料でもよくわかりますし、林委員がおっしゃったことから、なおかつそこは財源の問題もあることもよくわかりました。

ただ、一般的に制度改正が必要であると言われている際には、もう少し幅広に幾つかのことが指摘されています。例えば二重行政が問題である、あと林委員も先ほど指摘した国際競争力の問題があると。それが本当に大都市制度を改正して対応すべき問題なのかどうかというところを少しつめておく必要があるのではないかと考えます。

まず二重行政の点です。これは先ほどの資料の 24 ページの説明のところでも出てきたように、分権改革の一方の流れ、それは正しい方向性だと思いますし、その中では基礎的自治体に権限を降ろせるものは降ろしていこうとしている。これは現に昨年 の第 2 次一括法でかなり権限が基礎自治体に下りてきた。つまり、基礎自治体に一元的に権限は降ろすべきだという考え方があって進んできて、もう 1 つ、それと並行して事務処理特例の制度があって、これもかなり活用されている。それを基礎にして基礎自治体に権限を委譲するということが行われてきた。勿論、事務処理特例において、それに見合った十分な財源があるのかという問題は、先ほど林委員の指摘がありました。ただ、一方で、こういう方向性がある中で二重行政の問題だ、二重行政の問題だといろいろなところで言われていますので、それは一体何なのかというのは余りはっきりしない。

つまり、一元的に基礎自治体中心に権限を下ろし、なおかつ、協議によってどちらかに配分できるものは配分すればいい。これは先ほどの説明の中でも 11 ページ、かつての審議会の構想においてもそれは施設などはどちらかが合理的につくるように協議でいいでしょうということだった。都道府県と市町村で二重行政があって、それを解消するために大都市制度を変えなければならないというのは、どの部分なのかあいまいなまま議論がされてきているような気がします。今日ここでの議論ではなくて。そこをもう少し資料なりが出てくるとはっきりするのかという意見です。

それから、国際競争、大都市制度がこのままだと国際競争に勝てないというのは、確かに耳触りはいいのですが、具体的には何なのかというと、例えば企業に対するいろいろな規制が輻輳していて競争に勝てないというのだ。これは大都市制度の問題ではなくて、いろいろな省庁が所管している規制法の問題の面も多いと思います。それはここ 10 年ぐらいいは特区制度を活用して何とかそういう規制を突破しようという試みがあります。ですから、大都市制度が国際競争力を阻害しているというのは、もう少しブレークダウンをすると一体それは何なのか。あまり論証ができていないのではないかという意見です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。どうでしょうか。別の御意見を伺うか、あるいは斎藤委員から問題提起された二重行政なり国際競争力の確保、そういうことが一体大都市制度改革とかそういうことだけの解決しない問題なのかという問題的なのですが、せつかくこの問題提起ですから、皆様から御意見を伺ってもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。斎藤委員、後の宿題にしてよろしいですか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 せつかくなので二重行政のところについてだけ私も少しどのレベルで考えるかという 1 つの質問と意見を述べておきたいと思います。

1 つは、二重行政の話の聞いていると、都道府県と市町村、2 つあるのがそもそも気に入らぬという、要するに二層制が気に入らぬと言っているのではなかろうかという意見がありますね。それならば、これは大都市制度の問題ではないということになります。

もう 1 つ、よくわからないのは、要するに施設を 2 つつくるとかそういうものが例にと

られるものだとすると、ちょっと考えていただきたいのは、法律によって義務づけられているタイプの事務、必要的事務は日本の場合にはどちらかにやらせるという法制度をとっているはずなのです。ですから、その部分について二重はないだろうということになります。なぜ二重が起こるのかというと、法律に決まっていない一種の随意的な事務について起こるということになるだろうと。

随意的な事務について、しかし、それを二重にやるのを気にするというのは、住民が自分でやりたいと思っている自治を片方について禁止するということになってしまうので、その部分をよしとするか。また逆にそれがだめだというのなら、これは大都市の問題ではなくて都道府県の権限の問題であり、基礎自治体優先だと考えるなら、都道府県をもはや包括的自治団体にしてしまわないというのが一番簡単な解決だろうと思うのです。

そういうふうにと考えると、どうも私も斎藤委員がおっしゃったように、乱暴にデッサンするだけでも、二重行政と言っていることの内実が何なのかよくわからないという気はいたします。

○碓井委員長 ほかにこの点について御認識なり御意見はございますか。

どうぞ。

○斎藤委員 前半については太田委員の御意見がありましたので、後半の国際競争力について林委員が先ほど少しおっしゃったので、特別自治市にして大都市制度を変える方が国際競争力が増すというところ、そこは具体的にはどういうことをお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○碓井委員長 林文子委員、お願いします。

○林（文）委員 私が申し上げたのは、こういう財政の硬直化をしてきている我々の市の状態、この状態でいくと本当に経済的な市の中での活性化も全然ない状態ですね。例えば具体的に言ってしまうと港湾の問題。横浜市は港から出ている都市なのですけれども、御承知のようにコンテナ戦略は皆様御存じだと思いますが、これは要するにアジアの例えば釜山だとかシンガポール、中国でいえば上海、韓国だと仁川とか、そういうところが大変大きな港を持って、コンテナ船のビジネスというのを非常にやっているのですが、これが全く日本全国に港をつくったために、スーパー中核港湾とかいろんな戦略をやってきましたけれども、極めて中途半端になって、海外に荷物、荷役を取られている状態です。

こういうことも結果的には、市としては全くお金をかけられない。これは国との御一緒の戦略なのですけれども、やはり営業的なビジネスとして埠頭公社を持っている横浜市自身がこういう財政難だけで全然お金を使わないし、また国もお金を出さない状態ということ。

だから、そのためには、横浜市の単独の力として自分たちが自立してもっと経済活性化をやらなければいけない。そういった財政難になるからそういうことのビジネスもどんどん衰退していってしまうという事実があるのです。それも1つの国際競争力で勝てませんという極めて具体的な話でございます。そういうふうに言っていただいた方がわかりやす

いのかと思います。

○碓井委員長 ほかに。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 林委員に確認させていただきます。

それは端的に言うと、横浜市が神奈川県から独立していれば得られるだろう税収が神奈川県を介してほかへ流れていっている。そのことによって港への投資ができないので、できれば神奈川県から独立して、そこに上がってくる税収を港への投資に振り向けさせてほしい。例えばそれが一例である。ありていに言えばそういうことですね。それはそれで重要な問題ですから、それが反倫理的だとかという必要はないと思いますが、イエス、ノーかでできればお答えいただければと思います。

○林（文）委員 それは太田委員、ちょっと無理です。イエス、ノーとそんな短絡的な話ではないです。先ほどの二重行政の話なのですけれども、確かに二重行政という言葉がおどっていて、中身を御存じない方が多いと思うのです。特に基礎自治体の行政はどういうことをやっているか結構わからないと思います。見えないと思います。余り新聞に出てきません。国の国会のありさまなどはよく皆さんテレビでごらんになるけれども、それでは、例えば横浜市の市会の状態をごらんになるということは、勿論、我々はホームページとかで公開していますけれども、ごらんになることはないからよくわからないと思うのですが、物すごい細かい、人が生まれてから亡くなるまでの一生の生活をお支えするような細かいすごい政策を毎日毎日怠りなくやらなければいけないということでございます。

ですから、数え上げるといろいろあるのですが、二重行政の中にいろいろなものが含まれてしまっていて、例えば幼稚園というのは、県なのです。県が認可してやっている。保育園は横浜市です。今、国は幼保一元化ということで、一気に通貫でやった方がいろいろな合理性があるのです。例えば待機児童解消でも、今、お願いしているのは保育園ではとても収容しきれないから幼稚園の方に一時預かり。幼稚園というのは大体午後ぐらいで終わってしまうのですけれども、6時半ぐらいまでやっていただいて、幼児を預かってもらう、赤ちゃんを預かってもらうということをやっている。しかし、幼稚園は県なのです。保育園は市。こういうことが全部幼稚園の認可から何からやらせていただいたら、非常に合理的になるでしょう。

学校なのですけれども、これも教員の報酬は県がやります。しかし、任命しているいろんなことを実際に先生方に学校で仕事をしていただく、そういうことは全部市がやっているということで、こういうのを二重行政の中に入って語られてしまっていると思うのですけれども、そういうすみ分けをしたいと思います。

あと、例えば御意見の中で、そういうことを言っていないで県と市が話し合っただけで仕事をちゃんとすみ分けすれば、そこまで大都市制度云々と言わなくてもできるのではないですかというお話は随分いただいております。だから、私もまずできるところからやっていきたいという気持ちはございます。ただ、この話をしていくときには必ずでは制度をどうする

のだ、最終的にはあなた方が独立したら県はどうなって道州制にいくのですかという話に行ってしまうので、そこは私自身も悩ましいところなのです。ただ、今はもう時間がないという気持ちなのです。今のこの状況の中でいつまでもこういうことをしていると、もう本当に疲弊してきてしまうという危機感がいっぱい、この話は特別自治構想というのは政令都市の中ではずっと言われてきているのですけれども、地方と国の協議の場に政令都市の代表というのは着けなかったのです。だから、全然その話が進まない。大阪都構想の話が出たとたんに、一気にこれがテーブルに着いていただくような空気になってまいりましたので、この話になっているという。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今の林文子委員の話を伺っていて、太田委員の先ほどの問題指摘との関係で言えば、権限が細分化されて、むしろきちんと分けられている。ある問題を解決しようとする、両者が権限をその問題について行使しなければならないという、それを二重と呼ぶかどうかは別問題で、そういう問題が今提起されていたのだろうという気が直感的にいたしました。ほかにいかがでしょう。

大山委員、お願いします。

○大山委員 私も今回の大都市問題をやるということで、一体議論をどこまで広げるのかというのはよくわからなくてどこから手を付けたらいいか余りにも大きな問題だと思っておりました。

今、横浜市長のお立場の実情を伺って、伺う前からいろいろ問題があることはある程度承知していたわけですが、それを何とかするという話であれば、協議だけではなかなかうまくいかないとおっしゃいましたけれども、例えば市町村に物すごく権限移譲を進めていって、それに財源も付く形で進めていくというのがあって、私がある程度知っているのはフランスの例ですけれども、そうしておいた上で、小さな市町村でそれはできないというところがあれば改めて都道府県に委託する契約をしていく、別に処理していくということも考えられるので、そういうことでいいのか、それとももうちょっと抜本的な改革まで視野に入れてここで議論するのかというのはよくわからなくて、例えば抜本的な改革ということになりますと、以前の議論でも出ていることですが、府県制度をどうするか、都道府県制度をどうするかというところの議論がないと動きにくいので、そこまでやるのですかというのが率直な質問でございます。

○碓井委員長 これはだれに対する質問か困りましたね。私たち全体で考えていかなければならないのかもしれませんが、これは山崎課長、何かコメントはありますか。

○山崎行政課長 ございません。ただ、大都市制度を議論するときには都道府県も基礎自治体もいろんな議論の必要があるだろうということは認識しております。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

林文子委員、どうぞ。

○林（文）委員 今の大山委員のお話なのですが、私どもが考えているのは、まさにフラ

ンスの形ということです。ですから、例えば神奈川県下で県は 900 万人の人口なのですが、600 万人が政令都市で占めています。3つございますからね。そうすると、例えば政令都市の中でも 70 万人のところと、私どもみたいなところがございます、完全に手を挙げて全く県から独立してもやっていけますよというところだけではないわけです。やはり県と御一緒にやっていきたいという方たちもいるし、県下の市でもそういうふうに関とやっていきたいという方もいらっしゃいます。だから、そこを多様に選べるという形にしたいです。

そういう意味の地方自治法。例えば今、そこを何とか大阪都構想ができるようにしてくれと言っているわけですから、我々政令都市も特別自治市を選択してやれるようにやっていただけないかというお願いをしているわけです。その方が今日本のこういう非常に厳しい状態の中で、基礎自治体で力がある、経済的にもっともっと伸ばすことができるという芽を摘まないで立ち上がらせていただきたいというお願いです。

あとほかのところはどうなのだと、それでは、あなた方が抜けてしまったときに、残りの周辺の自治体との関係性はどうかということについては、例えば独立したから税金を全部自分たちで独り占めするという考えは全くないのです。むしろ経済活性化して、その分、雇用も確保されれば近隣の方も当然働きに横浜市もいらっしゃる。具体的な話ですよ。だから、周りも潤うだろうという考え方をしております。

○碓井委員長 ほかにいかがでしょうか。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員 今まで御意見をお伺いしまして、大きく3点、指摘したいのですが、今回の資料の説明ですと前半部分に過去の歴史がありまして、かなり長い歴史にわたって議論が行われているのですが、特に大都市に関して言うと、一度改革が行われるとなかなか続けて改革が行われなくて、都区制度について言うと 1947 年くらいの改革が非常に大きくて、政令指定都市も 1956 年ということで、一度改革をすると、いいか悪いかは別にして、長い間その制度が固定するということだと思っております。このことからしますと、今回の大都市制度関係の改革というのは、いいか悪いかわからないですけども、向こう 50 年間ぐらい耐えられるような制度をどうやってつくっていくかというのが多分1つ大きな課題で、向こう 50 年間というのは、ちょうどこれから日本が超高齢化の中で、総人口は減少するけれども、高齢者の絶対数が増加していくという時代だと思っております。

これを前提にしますと、1つ今回出された指標は、平成 47 年まで引っ張っているものもありますが、しかし、数字の関係で割と早めの向こう 20 年ぐらいの数字で終わっているのも結構ありまして、恐らく人口動態ベースで言いますと 2050 年ですとかそのぐらいに一番高齢者の絶対数がピークになると言われていますので、その時代までどういう状況に社会動態なり自然動態になっているのかということ展望しながらこの大都市の在り方を考えるということが重要ではないかというのが1点です。

併せて、せこい言い方かもしれませんが、56 ページ以下を見ますと三大都市圏の人口シ

ェアと書いているのですけれども、厳密には三大都市の人口の割合になっているのです。これは都市圏で見ると、都市だけで見るので結構シェアの推移が違うのか変わらないのか検証する必要があると思います。特に相対的に大都市圏に人口が集まるといのは多分そうなのですが、問題は、大都市圏の大都市部も基本的には人口減少を迎える。その人口減少が大体どのぐらいの程度なのかということを見ていかないといけないので、この辺、三大都市なのか、都市圏なのか、どの程度の人口減少を大都市部が経験するのかということについて、今一度資料があったら是非出していただきたいというのが1点です。

2点目は、ずっと議論がありました。勿論、大都市の制度を改革するときに、それが税財政にどういう影響を与えるかというのはすべての問題ではありませんが、しかし、大きい懸念その他やはり大都市制度改革をした場合に、それがいわゆる税財政状況にどういう影響を与えるのかというのは非常に大きな関心点になっていると思います。これが客観的にどこまで言えるのかということに関しては、可能な範囲で是非事務局でもこの委員会でも努力をして、その客観的な姿を表してほしいなと思います。

3番目は、これ付随して、これが短期で行財政にどういう影響を与えるかということよりも、やはり住民の方々、国民の方の多くの関心は、長い目でどういう経済効果があるなり、長い目でどういうような行政改革効果があるのかという点だと思うのです。要するに、特に長い意味での経済効果の算定のようなものは非常に裁量的な要素も含まれてきますので客観的に明らかにするのは難しくなりますし、長期で見た場合にこういう改革をすることによってどれだけ行政改革効果が出てくるかということに関しても、どれだけ客観的に表せるかわかりませんが、そのことについても可能な限り検討して、なるべく客観的な指標を整えて議論していくことが重要なのかなと思いました。

以上です。

○碓井委員長 大変重要な御指摘、ありがとうございました。

社会保障と税の一体改革と同じ、あるいはそれ以上に厳しい課題を突き付けられているように感じますが、この小委員会でもできる限りの力を尽くしていきたいと思います。

ほかにありますか。

では、林知更委員、どうぞ。

○林（知）委員 私、この問題はそんなに詳しくない者なのですが、感想を1点申し上げたいと思います。

大都市制度の歴史的な経緯を整理してくださった中で、2つの制度の類型が出てきていると思ひまして、1つは特別市制度、大都市を都道府県の圏域から外してしまうと。もう1つは、都道府県の中に残しながら、できる権限を基礎的地方公共団体に移譲していくということで、これまで指定都市、中核市、特例市という類型が出てきたということで、ここに大きな対立軸が1つあるということだと理解しました。

これを団体自治のみではなくて、住民自治という観点から見ると、後者の現在取られている仕組みというのは、割と不思議な仕組みになっているという印象を個人的には受けて

おります。つまり、二層制の下で、基礎的地方公共団体に移譲できる権限は移譲していくと、譲れる権限は何なのかと譲っていった結果として、道府県が持っている権限というのが大都市に対する権限とそれ以外の道府県の区域の中での権限というものが食い違っている、でこぼこになってしまっているということです。

そうしますと、この道府県のレベルでの住民自治というものを考えた場合に、道府県のレベルで民主主義をいかに機能させるかといった場合に、道府県の有権者というか、民主主義の担い手である住民と道府県が持っている住民に対する権限というものの間にある種のずれが生じる仕組みになっているのだろうと。

言い換えますと、現在の仕組みというものは住民自治を考える場合にも基礎的地方公共団体の側に恐らく力点を置いて考えていて、道府県における住民自治というものが多少よくわからない部分が出てきているのかなというのがお話を伺っていた中での私の理解ということになります。

今後、大都市制度をどうするかというお話なのですが、今までの延長線上に基礎的地方公共団体への権限移譲という枠組みで考える場合に出てくるのは、道府県というものがもしそれでも特別市のような制度を取らないのであれば、そこで道府県が持たなければいけない固有の役割なり固有の権限というのは果たしてあるのだろうか。そこに今までのやり方を取る積極的な意味というのはどこにあるのだろうかという問題が出てくるのでしょし、積極的な意味がもしないのであれば、実際上の利害、特質は別として、理論的には特別市制度の方が優れていると考えることができるのかなという直感的な印象を受けております。

したがって、大都市制度の問題というのは、お話を伺っていると、裏側から見れば要するに広域地方公共団体の役割をどう考えるかという問題と表裏一体なのかなと感想を抱きましたので、そこら辺の話を今後また考えていければと思っております。

以上です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。ただいまの御議論は今までも既に出てきたかと思いますが、例えば大都市選出の議員が道府県の議員の大多数を占めてしまう。しかし、その区域で道府県でやる仕事は少ないというような問題が既に指摘されているところでもあるかと思えます。

石井委員、お願いしましょうか。

○石井委員（知事会） ほかの会議とぶつかりまして、遅れて参りました。お許しをいただきたいと思えます。

今日は地方六団体側からの委員ということでは私1人になっているようでございますので、私、全国知事会としての立場で申し上げますと、今、知事会の方でもこの検討組織を設置いたしまして、大都市制度につきまして議論してとりまとめを行うことといたしております。

そして、その上で改めて、私ども知事会としての意見をまとめてお話をさせていただきます

たいとは思っておりますけれども、その際、既に碓井委員長からはお話があったと報告を受けましたけれども、私ども知事会の方では、大規模な都市を含む都道府県の意見を適切に反映していただきたいという思いを持っておりまして、当該都道府県知事を臨時委員に任命するようお願いしているところでございます。これは総務省の方をお願いしているところでありまして、その旨を改めて私も知事会の会長から是非表明するよというこを申し付かってまいりましたので、この場でお話を改めてさせていただきたいと思います。

したがって、本日は、現時点における私個人の問題意識を何点か申し上げさせていただきたいと思えます。大都市問題、この大都市制度につきましては、地方側の方から新たな提案がなされているということも踏まえますと、大いにこれは議論をしていただきたいと存じます。

一方、これまで地制調等におきましても幅広い検討がなされてきておりますので、その成果にも留意をしていただきたい。そこで、検討の射程というものを明確にして順序立てて議論を進めるべきではないかという観点から意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

今、議論されております大阪都構想あるいは特別自治市の構想についての目的、第1の目的は、大都市圏が担っております我が国の成長エンジンという経済的機能を発揮できる行政システムの構築ということにあって、その中で住民自治といかに折り合っていくかということも大きな課題になっているかと思っておりますが、国際競争力の低下といった現在の我が国の状況、現状を見ますと、こういった視点というものは十分理解をできるころではあります。ただ、政令指定都市を見ておりましても、御承知のとおり、横浜市さんあるいは大阪市さんのように人口とか都市機能が集中、集積をしておいて、市域全体が都市化しているというところもありますれば、一方、我が岡山県の岡山市のように中心市街地を一步出ますと田園風景が広がっている、また地域には過疎地域も含んでいるところもあります。と申しますのも、人口70万という政令指定都市要件もございまして、合併をしまして要件に合致したということで政令市に移行しましたが、こういったようなことも踏まえますと、古くからの大都市と合併により成立をした政令指定都市では、都市圏としての成熟度に大きな違いがあるのではないかと思います。まずはこういった都市の多様性というものを踏まえられました上で、今回議論する大都市制度の性格、今回議論していく目的というものを整理して、検討の対象となる都市あるいは都市圏の要件等を明確にする必要があろうかと思います。

その際には、現在の人口規模に応じました、いわゆる大都市特例といったことで制度が構築されておりますけれども、こういったものではなく、検討の射程を本格的な大都市制度に拡大していくということを確認しておくべきではないかと思います。

そこで具体的に申しますと、大阪都とか特別自治市を創設するというこで、なぜ大都市の経済的機能が発揮できて、そして経済の再生・発展につながっていくのかという問題

意識。自治体間のいわゆる二重行政の解消が大きな課題となっていると言われておりますけれども、この問題は現在の行政間の調整ということで解決できないのかといったようなことからして、疑問なしとはしないものでございます。

具体的に我が岡山県の例で申し上げれば、二重行政について本県と岡山市との間において大きな問題があると、こういったような実感は特にないところでありまして、県民、市民からもそういった声は特に聞かれないところでございます。したがって、これは制度論というよりも、それぞれの都市行政における個別の問題であって、行政間の緊密な連携によってこの問題は解決できるものと考えております。

現行の大都市制度のどこに本質的な問題があって、それを解決するには何が必要なのかといったことを整理されまして、新たに提起されております大都市制度それぞれのメリットとか課題というものを客観的な立場から明らかにしていくということが必要ではないかという基本的なスタンスを申し上げさせていただきました。

もう1つ、基本的なスタンスとして申し上げたいのは、先ほどお話がございましたことと同じ見解になりますけれども、いわゆる現在の都道府県制の見直しの議論というものが大都市制度を議論する場合には避けて通れないのではないかと考えております。

具体的に申し上げれば、都道府県に同じ権限を持つ特別自治市が1つとか、あるいはまして複数存在するということを想定した場合、その他の区域を所管する都道府県が果たす役割というものは大幅に縮小して、存在意義そのものが失われるのではないかという懸念も持つわけでございますし、また、大阪都構想のように、広域自治体が成長戦略とか広域防災、広域的な都市計画、こういった役割に特化するという場合には、その機能を十分に発揮するためには、現在の都道府県の区域ということでは狭すぎるのではないかといった問題意識を持っております。

また、現在、御案内のとおり、国の出先機関の原則廃止という議論が進んでいるところでありまして、広域連合といったようなことでこの受け皿づくり、議論が進んでおりますけれども、これだけでは広域的な行政課題に十分対応できるのかという課題がどうしても残るわけでございます。

したがって、私は新たな大都市制度というものを前提としなくても、市町村合併の進展等を踏まえ、国と地方、広域自治体と基礎自治体、この役割分担を大胆に見直ししながら、現在の都道府県制というものを廃止をして、道州制に移行すべきものと従前より主張させていただいているところでございますが、少なくとも大都市制度の検討に際しましては、都道府県制の見直しの議論とセットでないと新たな行政システムの全体像を提起することは難しいのではないかと考えておりまして、私の意見表明とさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

今、石井委員が冒頭に都道府県の代表を臨時委員にということでしょうか、この点は私

は何も申し上げておりません。久元行政局長、何か。

○久元自治行政局長 今日会議の冒頭、碓井小委員長から、「今後の審議に当たっては地方六団体の皆様にも御出席の意向を確認して、希望があれば御出席いただくこととしたいと考えております」というような御発言がございました。

第29次以前の地方制度調査会の小委員会運営の慣例では、小委員会は有識者の先生方だけで議論をいただいて、その結果を総会に報告して、そこに地方六団体の代表の委員の方が出席されていると議論をしていただくということであったわけです。

今回はこちらがお願いしております諮問の内容ということもお考えいただいて、そのような小委員会の運び方をされるという御発言だと理解しております。私どもは、今後、知事会からもこの小委員会に御出席いただいて、指定都市を含む道府県側のお考えをこの場で御開陳いただくということで、臨時委員としての任命ということの目的は達せられるのではないかと考えているところでございます。

○碓井委員長 よろしゅうございますか。

○石井委員（知事会） 知事会の会長に今の見解は伝えておきますが、特に大都市を含む都道府県の知事の見解を是非一度聞いていただきますように強くお願いいたします。

○碓井委員長 今回の大都市制度の在り方というのは、冒頭に申しましたように基礎的地方公共団体との関係も当然意識しておりますし、道府県制度との関係もありますので、必要に応じて随時都道府県の皆様の御意見も徴したいと思っております。

その後、御意見ございましたが、そのとき、大都市制度のどこに一体問題があるのか。これは実は石井委員がお見えになられる前にある程度出ていた問題ではあるのですが、何か石井委員の御発言を踏まえて、いやいやそれはおかしいとか、何か御発言がありましたらどうぞ。大体、石井委員の問題提起はほかの委員からも前にもそれなりにあったわけですが、何かありますでしょうか。

石井委員のそれにこだわらずに、皆様からほかにも御質問や御意見等ありましたら、お願いします。もう1つは道州制の提案が石井委員からありました。今日は明確な道州制の提案は初めてということになります。これらについてもほかの委員の皆様からも御発言がありましたらお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、いろいろ大変活発な御意見をいただきまして、今日は膨大な資料を目にしまして、どこからどう切り込んでいいのか、進行役の私としても心配したところでございますが、お陰様で大変有益な議論を展開することができたと思います。

先ほど来、特に辻委員からは難題とも思える資料の提出の要請などもございましたが、例えば私からもお願いしたいのは、そういう地方公共団体の任意性という観点からいきますと、条例による事務処理の特例といったようなもの、どれだけ進行しているのかとか、今日の議論を更に深めていくための資料というものも考えていきたいと思っております。

特段の御発言がないようですので、本日はここまでとさせていただきたいと存じます。次回以降は、地域から具体的な提案が出されていることから、数回にわたり、関係者から

ヒアリングをしたいと考えております。

そこで、次回につきましては、今月 16 日にまず指定都市市長会の特別自治市の内容、今日、林文子委員からも一端は披瀝されておられましたけれども、特別自治市の内容及び大阪において提案されている、いわゆる大阪都構想の内容につきまして、それぞれ聴取することとしたいと存じます。

開催に際しましては、改めて事務局より御連絡させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。